

令和 7 年 5 月 15 日
開会 午前 10 時 00 分

○高山議長

ただいまから、令和 7 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会を開会いたします。
それでは、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第 85 条の規定に基づき、会議録署名議員に 14 番 中村清隆議員、15 番 岡本陽子議員を指名いたします。
日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。
日程第 3 「諸報告」を行います。
組合長から、令和 7 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があれば受けます。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様おはようございます。
議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本臨時会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。
本日、令和 7 年第 1 回議会臨時会の開催にあたりまして、提案説明を申し上げます。
本日の臨時会では、4 件の議案について、ご審議をお願いするものでございます。
第 19 号議案は、ネットオークションを利用し、車両を売却したことに伴い、歳入歳出補正予算を専決したため、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。
第 20 号議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、当組合においても国に準拠するため、宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決を行ったため、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

第 21 号議案は、し尿処理場解体工事の請負契約について、請負契約額及び工期を変更する契約を締結したく、議会の議決を求めるものでございます。

第 22 号議案は、消防車両購入の明許繰越、し尿処理場解体に係る起債予定額の増額などで、一般会計の補正予算案を提出するものでございます。

以上、いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高山議長

以上で、伊豆組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。
日程第 4 第 19 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。楠事務局長。

○楠事務局長

それでは私のほうから第 19 号議案について説明をいたします。議案書の 19 ページをお願いいた

します。

第 19 号議案「専決処分の承認について」

令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 6 号について、令和 7 年 2 月 25 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 7 年 5 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり定めた。

提案理由でございます。

宗像地区事務組合所有の車両を売却した収入を構成市に返還するため、令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 6 号）を定める必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

続いて、今回の概要につきまして、説明させていただきます。

今回売却した車両は、し尿処理場で使用していましたダンプトラック 2 台で、平成 14 年度と平成 27 年度に購入したものになります。し尿処理場、し尿処理過程におきまして発生する脱水汚泥等を処分するため、運搬用の車両として使用してまいりましたが、し尿処理場の廃止に伴い、不要となり売却をいたしました。売却は官公庁ネットオークションで行い、金額は、平成 14 年度購入のダンプトラックが 102 万円、平成 27 年度購入のダンプトラックが 222 万 2,222 円でした。

宗像市への返還額は 59 万 8,112 円で、福津市への返還額は 264 万 4,110 円となっています。この額は、購入したそれぞれの年度の構成市の負担金の割合で案分した結果によるものでございます。

補正内容といたしましては、8 ページと 9 ページをお願いいたします。

歳入の 4 款 2 項 2 目 物品売払い収入を 3,000 円から 323 万 9,000 円増額し、324 万 2,000 円にしております。

次に、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳出は 2 款 1 項 3 目 18 節 負担金、補助及び交付金を 2,000 円から 324 万 1,000 円に増額し、324 万 3,000 円にしております。また、官公庁オークション利用手数料は落札額に応じて変動しますが、想定以上に高く売却できたため、当初計上していました額では手数料が不足いたしております。このため、13 節 使用料及び賃借料を 24 万 9,000 円に 3 万 7,000 円を増額し、28 万 6,000 円としております。

以上で、第 19 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する、質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 19 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 19 号議案「専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 5 第 20 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。楠事務局長。

○楠事務局長

それでは、第 20 号議案について説明をいたします。議案書の 20 ページをお願いいたします。第 20 号議案「専決処分の承認について」

宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 3 月 31 日付けで専決処分をしたので、報告し、承認を求めるものでございます。令和 7 年 5 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

提案理由でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年度法律第 22 号）が施行されることに伴い、当組合におきましても国に準拠するため、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

大きな変更点といたしましては、三点ございます。

一点目、宿泊費を定額支給から実費支給に変更し、あわせて宿泊費等の上限額を都道府県ごとに設定しております。

二点目、実態、運用に即した規定整備でございます。具体的には、鉄道の特急料金の距離規定の廃止、日当を廃止しまして、宿泊手当を創設したことなどがございます。

三点目、旅行役務提供者、いわゆる旅行代理店に直接、旅費の支払いをすることが可能となっております。また、条例改正に伴い、宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則を新規に制定したため、20-21 ページ以降に資料をつけております。

以上で、第 20 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 20 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 20 号議案「専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 6 第 21 号議案「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。続きまして、第 21 号議案を説明いたします。議案書の 21 ページをお願いいたします。第 21 号議案「工事請負変更契約の締結について」

次のとおり、工事請負変更契約を決するものとする。令和 7 年 5 月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 工事名

宗像地区事務組合 し尿処理場解体工事

2 請負契約額

変更前 10 億 9,164 万円（うち消費税及び地方消費税の額 9,924 万円）

変更後 11 億 3,023 万 2,400 円（うち消費税及び地方消費税の額 1 億 274 万 8,400 円）

3 工期

変更前 契約日の翌日から令和 7 年 6 月 30 日まで

変更後 契約日の翌日から令和 7 年 7 月 31 日まで

4 工事請負人

福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号 村本建設株式会社九州支店 執行役員支店長 松井淳
提案理由でございます。

宗像地区事務組合し尿処理場解体工事の工事請負契約について、請負契約額及び工期を変更する契約を締結したいので、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容についてですが、まず、工期の変更につきましては、撤去を行った建物下の基礎杭の多数が中折れをしておりまして、撤去に時間を要したことが理由でございます。

次に、請負契約額の変更につきましては、搬出処分を行う池の土砂から、基準値を上回る成分が判明し、処分方法を変更する必要が生じたことが理由でございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。11 番 北崎議員。

○北崎議員

説明ありがとうございました。

ちょっと質問なんですが、現状で私もよくあそこ通るんですけど、元の調整池のところも結構柵とか、すごくしてあって、グラウンドも割ときれいになった状態なんんですけど、あの状態で、今後進めていくのかということが 1 点と、以前一般質問した時に、元から使用されていらっしゃった方、グラウンドゴルフの方とかそれからソフトボールの方、少年野球、あのときはそちらのほうに、また使っていただけるようにというふうにお聞きしたんですけど、その状態が例えればこれのようだったら 1 か月延びるというような感じで受け取っていいのかということと、そうなったときの関連

なんすけど、今まで処理場の方に、使用許可を取りに行ってたんですけど、その後どのようにお考えなのか、それだけ教えてください。

○高山議長

大峰施設係長。

○大峰経営施設課主幹兼施設係長

まず、池の埋め戻しですけれども、今おっしゃられたとおり、池の埋め戻しにつきましては、今の状態で、ほぼ完了しているという状況でございます。

あと、グラウンドにつきましては、当初は工事が終わりましたら、元々ご利用いただいていた方々、団体に対しまして、ご利用再開をさせていただきますというふうに、ご説明させていただいたんですけども、今回もし、この臨時議会で、工期の延長をご承認いただいた際は、当初予定をさせていただいておりましたよりも、1か月ほど使用再開が長く延びてしましますので、そこはまた、利用団体の皆様方にはこちらから改めてお話、ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

利用の申込の件ですけども、今のところ、し尿処理場がなくなりましたので、受付自体は事務組合の、こちらの方で行いたいと思います。

担当課につきましては、また今後、総務課にするのか、経営施設課にするのか協議して、利用者の方には決まり次第お知らせしたいと考えております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。2番 井手口議員。

○井手口議員

はい。おはようございます。2番 井手口でございます。

今回、請負契約が増加した理由の一つに、基準を上回る成分が検出されたとのお話でございました。具体的にはどういう成分が検出されたのか、お示しください。

○高山議長

大峰施設係長。

○大峰経営施設課主幹兼施設係長

はい。お答え申し上げます。

当初、池の堆積物につきましては、当然無害であるということを想定しておったんですけども、調査の結果、土壤汚染対策法の基準値を超える水銀とヒ素ということで、水銀につきましては、基準値 0.0005 ミリグラムに対しまして、0.00071 ミリグラムパーリットルの成分が検出されました。続きまして、ヒ素につきましては、基準値の 0.01 ミリグラムパーリットルに対しまして、0.086 ミリグラムパーリットルの成分が記述されたという結果でございます。以上でございます。

○高山議長

よろしいですか。ほかにございませんか。10番 榎本議員。

○榎本議員

はい。先ほどの説明で、工期が長引いた、まだ事業費が拡大したっていう中で、この構造物について、何かこう、粉碎してるとか何かご説明があつたんですけども、この撤去工事は当初そういうことも含めて、確認はできなかつたんでしょうか。

○高山議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

はい。構造物、杭が折れていた件なんですけども、構造物に関してはですね、基本的に事前に調査して、確認することは不可能がありました。請負業者も当初はある程度想定されていたみたいですが、その中で今の元々の工期の中で、できるだけ間に合わせたいっていうことで、努力はされてました。

しかしながら、どうしてもやっぱり本数が多くて、工期を延ばしていただきたいという相談を受けましたので、今回、工期を1か月延ばすということを決めております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第21号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第21号議案「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 第22号議案「令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。楠事務局長。

○楠事務局長

はい。それでは第22号議案を説明いたします。議案書の22ページをお開きください。

第22号議案「令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）」について

令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和7年5

月 15 日提出 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして申し上げます。

令和 7 年度に購入予定の消防タンク車につきまして、予算のための見積を徴していた業者全てから、受注から納品までの期間が長くなつており、3 月末での納車は困難との連絡が当初予算成立後にございました。このため、翌年度に繰り越すものでございます。これに伴いまして、車両の無線機の載せ替え業務は今年度中に行うことができないため、令和 7 年度の予算から減額するものでございます。

また、し尿処理場撤去事業につきまして、請負工事契約の変更に伴い、衛生債の対象となる工事内容が増えたため、衛生債増額の変更を行うものです。

ここからは、一般会計補正予算書により、説明をいたします。2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算の総額です。

歳入歳出それぞれ 137 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 30 億 4,455 万 1,000 円とするものです。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費でございます。

4 款 1 項 消防車両維持管理事業の 5,686 万 3,000 円を地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越しを行います。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正でございます。

消防車両維持管理事業に係る防災対策事業債のうち、無線機の載せ替え委託料を減額することに伴いまして、それに関連する地方債を減額するものでございます。具体的には、施設整備事業に係る限度額を 40 万円減額し、1,860 万円といたします。一般単独事業に係る限度額を 90 万円減額し、3,330 万円とするものでございます。

また、し尿処理場撤去事業に係る公共施設等適正管理推進事業につきまして、衛生債対象分の工事が増えたことから、衛生債を 1,770 万円増額し、4 億 20 万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入について、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 3 目 衛生費負担金は、補正前の額 3 億 5,785 万 8,000 円に対し、1,770 万円を減額し、3 億 4,015 万 8,000 円とするものでございます。これは、先ほど述べました衛生債の増額に伴うもので、衛生債が増額となった分、負担金が減額されるものでございます。

宗像市分は衛生債を組んでいないため、負担金は当初と変わりません。1 億 8,648 万円のままでございます。福津市の負担金は 1,770 万円の減額で 1 億 3,562 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして、1 款 1 項 4 目 消防費負担金でございます。

補正前の額 18 億 4,307 万 6,000 円に対しまして、7 万 9,000 円を減額し、18 億 4,299 万 7,000 円とするものでございます。

宗像市の負担金は 4 万 5,000 円の減額で 10 億 5,978 万 8,000 円、福津市の負担金は 3 万 4,000 円の減額で 7 億 8,320 万 9,000 円でございます。

8 款 1 項 1 目 消防債は、補正前 3 億 7,180 万円に対し、130 万円を減額し、3 億 7,050 万円とするものでございます。8 款 1 項 2 目 衛生債は、補正前 3 億 8,250 万円に対しまして、1,770 万円を増額し、4 億 20 万円とするものでございます。歳入の補正については以上となります。

続いて歳出の補正でございます。12 ページ、13 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目 し尿処理場費は、7 億 1,680 万円に変わりはありませんが、財源の内訳として地方債が 1,770 万円増額し、一般財源が 1,770 万円減額とするものでございます。

4款1項1目 常備消防費は、補正前21億1,696万円に対し、137万9,000円を減額し、21億1,558万1,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、両構成市財政部門との協議を経て、調整済みであることを申し添えます。

以上で、令和7年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。12番 米山議員。

○米山議員

一点お尋ねします。

消防事業に、納車が遅れるということで影響はありませんか。その辺についてお尋ねします。

○高山議長

北野消防長。

○北野消防長

はい。消防車の1年少し遅れるような状態になりますけど、今のところ、運行車両を上手く調整しながら整備をかけまして、影響ないようにしていきたいと思っております。以上です。

○高山議長

米山議員。

○米山議員

現実問題でそれは可能ですか。最近、消防車両の活動がものすごく真夜中でも多いような感じがするんですが、ちょっとその辺、不安に感じるんですが、いかがでしょうか。

○高山議長

森崎警防課長。

○森崎警防課長

消防本部としましては、不測の事態に備えまして、平時から非常用消防車両を宗像消防署に2台備えております。そういう車両で今後対応していきたいと考えております。以上でございます。

○高山議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 22 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第 22 号議案「令和 7 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 発議第 1 号「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しておりますとおり、令和 7 年度宗像地区事務組合議会議員研修については、全議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認め、発議第 1 号「議員派遣について」は、配付のとおり、議員派遣の決定をいたしました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した日程等の議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。本会議中の議決事件の字句及び数字等の整理につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、議決事件の字句及び数字等の整理につきましては、議長に委任いただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました全ての審議が終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年第 1 回宗像地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。